

衛生委員会規程を次のように定める。

平成 17 年 4 月 25 日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

## 衛生委員会規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 18 条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の事業場に設置する衛生委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第 2 条 委員会は、別表左欄に掲げる事業場毎に設置する。

### (組織)

第 3 条 各委員会（前条に基づき、別表の事業場毎に設置する委員会をいう。以下同じ。）は、それぞれ次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 法第 18 条第 2 項第 1 号の委員として別表に掲げる者
- (2) 法第 12 条第 1 項の規定に基づく衛生管理者の資格を有する職員のうちから理事長が指名した者
- (3) 法第 13 条第 1 項の規定に基づく当該事業場の産業医のうちから理事長が指名した者
- (4) 衛生に関し経験を有する職員のうちから理事長が指名した者

### (任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

### (委員長)

第 5 条 各委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 号の者をもって充てる。

- 2 委員長は、法第 18 条第 4 項の規定に基づき委員会の議長となるほか、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 各委員会の会議は、議長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。  
(意見聴取等)

第7条 各委員会は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(記録の作成)

第8条 各委員会は、委員会の重要な活動に係る記録を作成し、これを3年間保存しなければならない。

(事務局)

第9条 各委員会の事務局は、別表右欄に掲げるとおりとする。

(合同委員会)

第10条 各委員会が任務の遂行にあたり他の事務所の委員会との間で調整等を要する場合は、関係委員会の合意を得て合同委員会を開催することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に指示する場合には、当該指示の対象となった委員会は、合同委員会の会議を開催するものとする。

3 合同委員会については、その委員長は当該合同委員会を構成する委員会の委員長の互選によることとし、その委員は当該合同委員会を構成する委員会の委員の全員とし、その事務局は総務部人事課として、前条までの規定を準用する。

4 前3項の規定は、合同委員会が開催される場合においても、各委員会が法の定めるところにしたがってその任務を遂行することを妨げるものではない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成17年4月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年11月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第1号) 抄  
(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第8号) 抄  
(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第11号)  
この規程は、令和元年11月5日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年規程第5号）  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条，第3条第1号，第9条関係）

事業場名	所在地	法第18条第2項 第1号の委員	事務局
市谷事務所	東京都新宿区 市谷本村町10-7	総務部長	総務部人事課
市谷外堀事務所	東京都新宿区 市谷本村町1-1	返還部長	返還部 法務課
駒場事務所	東京都目黒区 駒場4-5-29	関東甲信越支部 長	関東甲信越支部
青海事務所	東京都江東区 青海2-2-1	学生生活部長	学生生活部 学生支援企画課
東京日本語教育 センター	東京都新宿区 北新宿3-22-7	東京日本語教育 副センター長	東京日本語教育 センター総務課
大阪日本語教育 センター	大阪府大阪市 天王寺区上本町8 -3-13	大阪日本語教育 副センター長	大阪日本語教育 センター総務・学生課